札幌医科大学の新型コロナウイルス感染症に係る 基本的感染対策等の留意事項(令和5年5月8日~)

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが、5類感染症に変更されました。

この位置付けの変更に合わせて、国では「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」等は廃止し、基本的な感染対策について情報提供を行い、個人や事業者が自主的に判断して取り組むこととされました。

このため、本学における今後の感染症対策の基本的な事項を次のとおりとしますので、一人ひとりが感染対策を心がけて行動してください。

1 基本的な感染対策

感染対策	留意事項等
(I) 手洗い等の手指衛生、 換気	・基本的な感染対策として継続する。
(2) マスクの着用	・個人の判断に委ねることを基本とする。 (感染対策上、本学では次の取扱い) ア 本学外の通勤、通学及び日常における対応 ・ 着用が効果的な次の場面での着用を推奨する。 ・ 医療機関や高齢者施設等への訪問時 ・ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車 ・ 直勤ラッシュ時等混雑した電車やバスに乗車 ・ 症状がある場合などは、外出を控え、通院等や むを得ず外出する。 イ 附属病院及び臨床教育研究棟における対応 ・ 着用することを基本とする。 ※ 災害医療対策本部長(病院長)通知等に基づ 対応する。 ウ 大学管理棟及び基礎医学研究棟、教育研究棟及び 保健医療学研究棟における対応 ・ 着用を求めないことを基本とする。 ※ 附属病院内に移動するなど、感染防止対策上必 要な場合は着用することを基本とする。
(3) 入場時の検温、アルコ ール消毒液の設置	・ 大学管理棟及び各研究棟(臨床棟を除く)における 共用部分の一律の設置については、終了する。 ・ 各執務室等における設置については、各所属におけ る判断による。 ※ 各機器等については、再利用に備えて、当分の間、 各所属において適切に保管すること。
(4) アクリル板等パーティ ションの設置	 大学管理棟及び各研究棟(臨床棟を除く)における 共用部分の一律の設置については、終了する。 各執務室等における設置については、各所属における判断による。 窓口や受付等多くの人と対面で接する場所においては、設置を継続する。 パーティションについては、再利用に備えて、当分の間、各所属において適切に保管すること。

2 各所属における感染対策

基本的な感染対策のほか、本学では、業務の性質に応じた感染症対策を講じる必要があることから、各所属において定められた感染症対策について遵守してください。

主な各所属における感染症対策に関する取扱いは、次のとおりです。

附属病院: 災害医療対策本部長(病院長)通知など

※新型コロナウイルス感染症対応に関するQ&A ほか

学 生: 保健管理センター及び学生委員会の決定など

※新型コロナウイルス感染症対策ハンドブック ほか

3 新型コロナウイルス感染症に感染した場合等の対応等について

感染症法上の位置付け変更後は、感染症法に基づく行政機関による感染の認定や濃厚接触者の特定、外出自粛の要請はなくなり、別添「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について(令和5年4月14日付け厚生労働省事務連絡。参考は添付省略。)」の考え方により個人の判断に委ねることが基本とされましたので、本学においてもこの考え方を基本とします。

ただし、附属病院における院内感染対策や学生の感染拡大防止などの観点から、新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、同居のご家族等が感染した場合の対応については、各所属の指示に従い対応してください。

4 新型コロナウイルス感染症に関連した休暇等について

感染症法上の位置付けの変更に伴い、国や道においてはこれまでの感染した場合の休暇 処理等の扱いを変更し、インフルエンザ等の感染症に感染した場合の取扱いと同様にして います。

本学においても同様に休暇等の扱いを変更することとしておりますので、関係通知を参照の上、遺漏がないよう処理を行ってください。